

○小林委員 私からは、二点ほど簡単にお伺いをさせていただきたいと思います。

初めに、橋梁の長寿命化についてお伺いをいたします。

私たち公明党は、東日本大震災の経験を踏まえ、集中的に防災、減災対策を講じる防災・減災ニューディール政策を提唱しております。その政策の柱の一つが橋梁の長寿命化対策でございます。

私も昨年、関東大震災の復興で架設された隅田川にある吾妻橋の長寿命化工事の現場を視察させていただき、我が党の山口代表も、みずから工事現場を調査いたしました。都議会公明党としても、強力に推進すべき施策として、長寿命化対策を今までも幾度となく議会の中で取り上げてまいりました。

今後とも着実な事業の取り組みが急務となってまいります。改めて、都の行っている橋梁の長寿命化事業について確認をさせていただきます。

○川合道路保全担当部長 都では、高齢化する橋梁の対策といたしまして、著名橋や幹線道路の橋梁などを対象に、平成二十一年度から長寿命化事業を進めております。

この事業は、将来の損傷状況を予測し、最新技術などを活用した適切な対策を実施することで、対策後百年以上の耐久性や安全性などを確保するものでございます。

これにより、更新ピークを抑制し、予算の突出を解消するとともに、工事を分散することで交通渋滞が軽減され、円滑な交通ネットワークを継続的に確保することができます。

○小林委員 私も地元で都政報告を行う際は、この橋梁の長寿命化対策についても触れておりますが、老朽化したら壊して新しいものをつくるというのが一般的な考え方である中で、今ご答弁でもあったように、損傷状況を予測し、適切な対策を講じることで、壊すのではなく寿命を長くする、またさらに、予算を抑制していく効果もあるという点において、大変に興味深く聞いてくださっております。

そして、当然のことながら、私たちの地域で長寿命化の対象となる橋梁はあるのだろうかという関心を持たれます。先ほどのご答弁で、幹線道路にかかる橋も対象にしているとのことですが、私の地元練馬区においても、環七通りや目白通りなど、東京の道路ネットワークを形成する重要な幹線道路がございます。

そこで、練馬区における長寿命化事業の取り組み状況についてお伺いいたします。

○川合道路保全担当部長 練馬区における長寿命化対策橋梁は、豊玉陸橋、桜台陸橋、長光寺橋、みのお陸橋の四橋でございます。このうち、環七通りと目白通りが交差する豊玉陸橋が平成二十三年度から事業中でございまして、今年度は、桁や基礎の補強などの工事を実施する予定でございます。

今後とも、長寿命化事業を推進することで、都民の安全と安心を確保し、高度防

災都市を実現してまいります。

○小林委員 ありがとうございます。

幹線道路における工事は、通行車両を通行どめにして行えば、工期も短縮され、集中的に進めていくことができるかもしれませんが、やはり主要な道路ネットワークを通行どめにしては、さまざまな影響も大きく、どうしても車両を通行させながらの工事となり、ご苦労もあるかとは思いますが、私たち都議会公明党も、しっかりと追い風を送っていけるよう頑張っておりますので、都としても積極的な取り組みを改めてお願いしたいと思います。

次に、都市基盤を整備するに当たって大事な課題となります事業用地の取得についてお伺いします。

地元の練馬区では、放射七号線や石神井川の整備など、東京都の多くの事業が進められております。

建設局では、道路事業、河川事業、公園事業の三つの事業がございますが、いずれの事業の実施に際しても必要となるのが事業用地の取得であります。

一方、関係権利者にとっては、大切な財産を都の事業に提供することになるため、さまざまな課題も生じます。

初めに、これらの事業実施に伴う用地取得に当たっての都の基本的な考え方についてお伺いいたします。

○今村用地部長 事業用地の取得に当たりましては、都の損失補償基準に基づき、適正かつ公平な補償を行っております。

関係権利者との折衝に際しましては、用地取得の進め方、補償の考え方など、お一人お一人に丁寧な説明を行うとともに、生活再建などについても十分話し合いを行い、ご理解をいただいた上で用地取得を進めております。

○小林委員 東京のような大都市においては、権利関係の複雑さや、また移転先の確保など、乗り越えなければならない課題は山積していると思います。

そこで、用地取得を進めていく上での課題についてお伺いします。

○今村用地部長 東京の用地取得におきましては、住宅や店舗が密集するとともに、用途地域により移転先が制限される工場や、多数の権利者との同時契約が必要とされるマンションなど、大都市特有の困難性がございます。

また、相続税の納税猶予を受けている農地では、用地取得に協力することにより、過去にさかのぼって相続税の納税が必要になりますが、納税猶予を継続するための代替農地の取得が東京では困難であるといった課題もございます。

○小林委員 さまざまなたくさん課題があるかと思えます。

そのような大都市特有の課題に対する都の取り組みについてお伺いします。

○今村用地部長 事業着手に先立ち事前調査を行いまして、工場などの移転候補地の検討や多数の権利者との契約方法、あるいは時期等の検討を行っております。

また、関係権利者の意向を伺いながら、地元の農業委員会などの協力を得て代替農地の情報提供を行うなど、用地取得に伴うさまざまな課題の早期解決に取り組んでおります。

さらに、農地の問題などについて制度の改善が必要なことから、国に対して要望活動を展開しております。

○小林委員 私も、都政に送り出させていただいてからさまざまなご相談をいただいておりますが、その中で、今までも数多くのご相談としていただいたものが、事業の実施に伴う用地提供に関するご相談であります。住みなれた土地を離れなければならない、また日常生活の大きな変化や仕事への影響など、さまざまな課題についてご相談をいただくわけですが、事業に協力をいただき、生活の変化をお願いする以上、細やかな配慮が大切になると私自身も痛感をいたしております。

事業用地を提供していただいた方々の生活再建への配慮が大変に重要であると考えますが、都としてどのような支援策を行っているのかお伺いいたします。

○今村用地部長 関係権利者は、土地建物所有者やアパートにお住まいの方など、それぞれの事情がございます。

このため、権利者一人一人の事情や要望を踏まえて、代替地の提供や都営住宅のあっせん、移転資金の貸し付け、民間の物件情報の提供など、生活再建に向けた支援を行っております。

○小林委員 また、用地取得に向けて話し合いを進めても、関係権利者の中には、理解を得ることができず、用地取得が困難な場合があると思います。

そのような場合の都としての対応についてお伺いいたします。

○今村用地部長 事業用地の取得に当たりましては、粘り強い用地交渉を基本に、土地所有者等関係権利者との任意契約により取得しております。

しかしながら、補償金に対する不満、事業への反対等の理由から、任意による取得がどうしても困難な場合には、路線全体の用地取得の進捗状況や事業スケジュールなどを勘案しながら、土地収用制度を活用し、事業用地を取得しております。

○小林委員 今ご答弁いただいた土地収用法の活用ですが、過去十年程度において、土地収用による用地取得件数はどのくらいありましたでしょうか。

○今村用地部長 平成十五年度から二十四年度までの十年間で、土地収用手続きにより裁決を得て事業用地を取得した件数は六十九件でございます。

○**小林委員** 過去十年で六十九件、年間約七件ということですが、土地収用法の活用まで行き着かないよう最大の努力をしていかなければなりません、例えば、既に多くの方々が事業に理解を示し、協力をいただいている場合、一部の人の反対によって事業がとまってしまうことも避けなければなりません。非常に悩ましいことではありますが、粘り強い、細やかな折衝をぜひともお願いしたいと思います。

一方、大都市特有のさまざまな課題がある中で、大量退職時代を迎え、マンパワー不足やノウハウの伝承が深刻な問題となっております。都民の貴重な財産を提供していただくため、用地担当の職員には正しい知識や丁寧な対応が求められています。

人材育成は重要なテーマであると考えますが、都において、用地取得に携わる職員の育成にどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

○**今村用地部長** 職員の育成でございますが、若手職員をベテランとペアで交渉に当たらせるなど、OJTによる育成を基本とする一方、年度当初には、集合研修により用地業務の基礎を学ばせております。

具体的には、土地の評価や建物の補償算定、用地取得に必要な税務や不動産登記などの知識の習得に加え、用地折衝における接遇力向上に向けた研修などを実施しております。

さらに、用地事務の経験者を対象とした、共有者多数のマンション敷地取得のノウハウや土地収用制度の研修などにより、職員のスキルアップを図っております。

○**小林委員** 用地取得に関して、基本的なことをさまざまお伺いさせていただきましたが、用地取得は大変にデリケートな取り組みであると思います。先ほども申し上げましたが、住みなれた地域での生活環境の変化は、その当事者の葛藤はもちろんのこと、それをお願いし折衝に当たる職員の方々のご苦勞も、また相当なものがあると理解しているつもりでございます。

私にご相談されてきた方々の中には、ふんまんやる方ないといった方、泣きながら相談されてきた方、さまざまいらっしゃいましたが、そのような方々に対して折衝に当たる現場の職員には、豊富な知識はもちろんのこと、細やかな配慮と誠実な心が求められてくるというふうに思います。

当事者の皆様は、ある意味、生活の激変を求められているからこそ、職員の方の言動をよく見ているといっても過言ではないと思います。言葉一つ、振る舞い一つを敏感に感じ取っていると思います。

繰り返しになりますが、多くの心労があるであろうことは重々承知の上で、丁寧な上にも丁寧に、誠実に、粘り強く今後も折衝に当たっていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。